

消費者委員会委員と消費者団体ほか関係団体等との意見交換会資料

平成 26 年 2 月 4 日

特定非営利活動法人 消費者機構日本

副理事長 佐々木 幸孝

1. 消費者機構日本の最近の活動実績と関心事項

(1) 差止請求関連の状況

「2013年度公表事案」〔資料1〕参照

(2) 差止請求事例集の刊行と啓発セミナーの実施

改善事例 111 事案のとりまとめ〔別冊 差止請求事例集〕と、適格消費者団体の活動を紹介する各地でのセミナーの開催

→消契法の適用から外れるもの、あるいは要件が厳格に解されて使いにくいものがある。

【関心事項】消費者契約法の実体法部分の改正への期待は大きい

- ① 差止対象の不当勧誘、不当条項の拡大
- ② 差止請求も視野に入れた要件の設定を

(3) 「消費者裁判手続き特例法」立法への活動〔資料2〕

【関心事項】同制度施行までの取組み

- ① 同法の施行に向けた準備
- ② 施行令・規則、裁判所規則の制定
- ③ 特定適格消費者団体の認定・監督ガイドライン
- ④ 特定認定をめざす適格消費者団体への支援
- ⑤ 法施行後の特定適格消費者団体への支援、などで意見を反映させる必要

(4) 標準約款（冠婚葬祭互助会、旅行業）検討への意見反映

- ① 冠婚葬祭互助会の取消料の検討は、とりまとめ終了。
- ② 旅行業約款は、取消料などの規定が事業者の足枷という意見も。

【関心事項】標準約款の役割、それによる消費者の利益をどう確保するか**2. 消費者委員会への要望**

(1) 消費者契約法の実体法部分の改正の推進

(2) 国の規制改革について、消費者保護の観点からの政策補強・修正

- ① 商品先物取引における不招請勧誘禁止規定の維持 〔資料3〕
- ② 健康食品の機能性表示については、消費者の選択の権利を確保する観点から、表示の根拠となる成分の科学的評価の主体と方法について慎重な検討が必要。〔資料4〕

(3) 違法な広告・表示に対する抑制をはかるため、景品表示法に課徴金制度を導入することの検討

以上

2014年1月29日

2013年度 公表事案（差止請求に関連するもの）

特定非営利活動法人 消費者機構日本

◆2013年度（2013年4月～2014年1月）公表分です。前回の消費者団体訴訟制度連絡会（2013年3月27日）以降は、7件について公表しました。

◆裁判外の差止請求事案に関するものは5件（内1件は、過去に申入れを行った事業者に対し、再度、キャンセル料の見直しを求めた事案）、差止請求訴訟に関するものは1件（2回）でした。

	事業者 事業者団体名	公表年月日	公表概要・申入れ等の概要	結果・経過
1	三井ホームエーステート(株)(不動産事業者)	2013/4/10	○「更新料支払条項」と「明渡し遅延時の使用損害金条項」の差止請求訴訟(控訴審)が、控訴棄却となったことを公表。	
2	エステージ(株)(建築請負事業者)	2013/5/31	○下記条項の削除を申入れた。(消費者契約法第9条1号) 「住宅ローン内定後に買主が一方的に契約解除した場合は、業務委託手数料を含む請負代金額の10%を違約金として申し受ける。」	○下記条項に改定された。合意書を締結して協議を終了した。 「住宅ローン内定後に買主が一方的に解約した場合は、実費精算とする。但し、実費精算額は金5万円を上限とする。」
3	三井ホームエーステート(株)(不動産事業者)	2013/5/31	○控訴審判決が確定したことを公表。	
4	(株)ネスパディ(結婚式の映像等制作請負事業者)	2013/09/10	○2006年8月に申入れ後、約款が改定され終了した。その際、違法とまでは言えないものの、キャンセル料の水準の妥当性については、違和感がある旨、意見を述べていた。 ○今回、別件について要請をしていたところ、キャンセル料についても意見交換となり、当該事業者が自主的にキャンセル規定について修正を行ったものの。	○注文者のキャンセルが素材の受取前の場合、納品予定日から151日前のキャンセル時には契約金額の10%（上限3万円）を徴収されるようになった（従前は費用負担なし）ものの、その他の時期は従前に比べキャンセル料が10%or30%低く設定された。 ○注文者のキャンセルが素材の受取後の場合、納品予定日から31日未満のキャンセルの場合の全額負担は変更がなかったものの、その他の時期は従前に比べてキャンセル料が10%から40%低く設定された。

5	百年住宅(株) (建築請負事業者)	2013/10/23	○下記条項の削除を申入れた。(消費者契約法第9条1号) ①注文者の請負代金の支払い遅延時には、遅滞日数1日につき支払遅滞額の1/1000相当額(年率約36.5%)の違約金を請求する。 ②注文者が契約を解除した場合には、事業者が生じた損害を賠償する。契約解除が工事着工前の場合は、賠償金として請負金額の10/100相当額を賠償金として支払う。	○下記条項に改定された。合意書を締結して協議を終了した。 ①は、遅延損害金が年率14.6%に引き下げられた。 ②は、「10/100相当額の賠償金」が削除され、事業者に掛った費用の実費精算に変更された。
6	上野クリニック (包茎手術専門医)	2013/11/15	○包茎治療費用が、ホームページで表示している料金例等を大きく上回る高額になるとの情報提供をふまえ、有利誤認表示に該当する可能性があると考えられることから、表示改善を申し入れた。(景品表示法第4条1項2号)	○ホームページ掲載の包茎治療費用が、基本的な治療費に加え、美容治療手術費、ヒアルロン酸注入費の各追加費用の料金が記載されるようになった。 ○合意書を締結して協議を終了した。
7	ヤマダ電機(家電量販店)	2014/1/15	○下記趣旨の保証規定について改善を申入れた。(消費者契約法第10条) 「保証の規定内容は予告なく変更する。変更した保証規定は、既加入者をも含めて適用する。」 ○下記表示の改善を申入れた(景品表示法第4条1項2号)。 「チラシ等広告において、ブロードバンド契約の新規加入を条件に、パソコンやテレビを格安で購入できるとの利益のみが表示され、これに対応して、購入者が加入しなければならない通信プランの月額料金や同プランを中途解約した場合の契約解除料など、購入者が負担しなければならない金額が表示されていない表示。」	○下記趣旨の保証規定に改善された。 「保証規定の内容は予告なく変更するが、既加入者に対しては変更後の保証規定は適用しない。加入時の保証規定を適用する。」 「更新がある保証規定の内容についても予告なく変更する。ただし、変更する保証規定については事前に案内し、更新月の翌月から適用する。」 ○下記説明が加えられた。 「インターネットご加入時の価格は2年間の継続利用が条件となります。」 「オプション等の月額使用料が別途かかります。」 「契約期間中に解約または変更された場合は違約金がかかります。」



適格消費者団体・特定非営利活動法人

消費者機構日本

消費者機構日本(COJ)は、消費者被害の未然防止・拡大防止を進めます

ホーム

消費者団体訴訟制度とは

活動案内

入会案内

リンク

消費者のみなさんへ

被害情報提供はこちらに
契約・解約に関する消費者
トラブル情報を受け付けています。

- 緊急のお知らせ
- こんな契約や勧誘にご注意を
- 消費者トラブルQ&Aリンク集
- 消費者相談窓口紹介

寄附金による活動支援のお願い
活動充実の為、寄附金を受け付けています。
お振込みは郵便振替で。

事業者の皆さんへ

消費者被害の防止の為に

賛助会員制度のご紹介

消費者機構日本 ニュースレター
バックナンバーはこちらから

消費者庁 へはこちらから
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

消費者委員会 へはこちらから
The Consumer Commission

ホーム 最近の是正申入れ状況

最近の是正申入れ状況

～三井ホームエステート(株)に対する差止請求訴訟 控訴審判決が確定しました～

当機構の(株)三井ホームエステートに対する差止請求訴訟の控訴審判決が言い渡され、控訴棄却となったことは既にお知らせしたとおりです。

三井ホームエステート差止請求訴訟 控訴審の結果について(2013年4月10日)

控訴審判決を受け、当機構では今後の対応を検討しておりましたが、最高裁判所に対して上告並びに上告受理の申し立ては行わないこととしたため、4月11日に控訴審判決が確定しました。

当機構は控訴審では東京高等裁判所に対して、「更新料支払い条項」と「明渡し遅滞時の賃料等相当額の2倍賠償条項」の2つの条項について差止めを求めました。

控訴審において当機構は、「更新料支払い条項」については最高裁判所がこれまで有効と判断した更新料条項とは規定ぶりが異なること、法定更新の場合も更新料を課するのは不当であること、を主張しましたが、認められませんでした。

また、「明渡し遅滞時の賃料等相当額の2倍賠償条項」については、当該事業者が生ずる平均的損害に比べて賃料等相当額の2倍を賠償額と予定することは過重であること、などについて主張しましたが、認められませんでした。

残念な結果ではありますが、この間の最高裁判所の敷引き条項や更新料条項に関する判例の動向を考慮し、上告並びに上告受理の申し立てを行わなかったため、この度、控訴審判決が確定いたしました。

この間の皆様のご支援に感謝申し上げます。

本件差止請求訴訟提訴から控訴審判決までの詳細な経過は、コチラからご確認ください。

三井ホームエステートに対して差止請求訴訟を提起しました！(2010年9月6日)

【三井ホームエステート差止請求訴訟の進捗状況】契約条項の一部が是正されました！「今後、同様の契約条項は使用しない」等の合意書を締結しました！(2011年12月28日)

三井ホームエステート(株)に対する差止請求訴訟の第一審判決のお知らせ(2012年7月5日)

三井ホームエステート(株)に対する差止請求訴訟 控訴のご報告(2012年8月31日)

三井ホームエステート差止請求訴訟 控訴審の結果について(2013年4月10日)

[▲ ページトップへ](#)

〒102-0085 東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階
TEL:03-5212-3066 FAX:03-5216-6077

© 2004-2010 Consumers Organization of Japan

1. 訴訟提起事項

当機構は、三井ホームエステート㈱に対して、賃貸借契約を締結・合意更新する際に、下記内容の意思表示を行わないことを求め、差止請求訴訟を提起しました。

- ① 貸室の損傷原因が賃貸人にあるか賃借人にあるか不明確または判定困難な場合には、賃借人が壁・天井・床、玄関ドアの鍵等の修繕費用の全部又は一部を負担する。
- ② 賃借人が後見・保佐・補助開始の審判を受けたとき及び破産・民事再生手続の申立があったときは、賃貸人は催告することなしに賃貸借契約を解除並びに更新拒絶できる。
- ③ 賃貸借契約終了時、経年変化・自然損耗の場合でも、重量物の設置による床材等のへこみや冷蔵庫の後ろ等の電気焼け、基本クリーニング代やカーペットシャンプー代等の原状回復費用は、賃借人の負担とする。
- ④ 賃貸借契約の更新に際しては、更新の種類を問わず、賃借人は更新料を賃貸人に支払う。
- ⑤ 賃貸借契約の終了ないし解除により賃借物件を明渡さなければならないとき、同物件の明渡しを遅滞した場合には、賃借人は、契約終了ないし解除の意思表示の到達した日の翌日から明渡し完了までの期間につき、賃貸人に生じた実際の損害額に賃料等相当額の2倍の金額を加えた損害金を支払う。

2. 提訴後の約款是正をふまえた訴えの取下げ

このうち、①から③の一部（下線部分）については、提訴後に当該事業者が当該条項を是正したため、裁判外で今後、同様の意思表示を行わないことを合意して、訴えを取り下げました。また、③のうち、基本クリーニング代等については、当初の契約条項が変更されたため訴えを取り下げました。

以上のような経過から、引き続き争っていたのは、④の更新料支払い条項と⑤明渡し遅滞時の賃料等相当額の2倍賠償条項の2つでした。なお、訴訟途中、当該事業者は、④と⑤を下記内容に変更していました。

（変更後の更新料支払い条項）

○賃借人は、賃貸人が本契約を借地借家法第38条の規定する定期借家とせず、期間満了時において、賃貸人に正当事由がなければ賃借人が賃貸借契約継続を選択することができる普通借家契約を選択したことを確認した上で、賃借人は賃貸人に対して、当該選択権を行使した場合には、選択権行使対価として、契約要目表記載の金員を支払う。

○前項における金員の支払名目は更新料とし、賃貸人・賃借人は、新たな契約期間内に賃貸人の責めに帰すべからざる事由によって本契約が終了した場合でも、賃貸人は賃借人に更新料の一部を返還する必要のないことを確認した。

○更新料については、第2条所定の契約期間経過の際にその都度当然に発生するものであって、賃借人は賃貸人に対して、本契約が法定更新された場合でも当該期間経過の都度更新料を支払う。

（変更後の明渡し遅滞時の賃料等相当額の2倍賠償条項）

○賃借人が第21条に違反して本物件の明渡しを遅延した場合には、賃借人は賃貸人に対して、賃貸借契約終了日の翌日から明渡し完了までの期間について、賃料等相当額の2倍相当の使用料相当損害金を支払う。但し、賃借人は当該使用料相当損害金と別に賃料を支払う必要はない。

○賃借人の本物件明渡し遅延により、賃貸人において賃料等1ヶ月分相当額を上回る損害が特別に発生した場合、これを特別損害分として、賃借人は賃貸人に対して前項の使用料相当損害金に加えて、当該特別損害分の賠償をしなければならない。

3. 判決の対象となった変更後の「更新料支払い条項」と「明渡し遅滞時の賃料等相当額の2倍賠償条項」

④のような規定の更新料支払い条項については、他の訴訟事案で最高裁判所は更新料を有効とする判決を2011年7月に出しましたが、本件において当該事業者は提訴後に、「2.」に記載したような特異な規定に変更しました。具体的には、「本契約を借地借家法第38条の規定する定期借家とせず、（中略）普通借家契約を選択したことを確認した上で、（中略）当該選択権を行使した場合には、選択権行使対価として、契約要目表記載の金員を支払う。」の部分ですが、これは、最高裁判所が更新料について「一般に、賃料の補充ないし前払、賃貸借契約を継続するための対価等の趣旨を含む複合的な性質を有するものと解するのが相当」と説明している法的性格とは、趣旨の異なる一時金を支払わせているものと考えられ、引き続き争いました。

変更後の明渡し遅滞時の賃料等相当額の2倍賠償条項についても、実際の損害額に賃料の2倍の金額を加えた損害金という規定が、結局賃料の3倍に相当するという当方の指摘を受け、当該事業者は、「2.」に記載したような賃料の2倍を違約金とする旨の規定に提訴後に変更してきました。しかし、当機構は、実損は賃料相当であると考えていることから、賃料の2倍についても不当と考え、引き続き争いました。

4. 第一審判決の概要

第一審判決は、変更後の更新料支払い条項については、上記のように特異な規定となっているものの、更新料は「賃貸借契約を継続するための対価として（中略）契約書の条項に記載しているものと解するのが相当である」とし、消費者契約法第10条該当性の判断に関しては、更新料支払い条項を有効とした最高裁判所の判例の枠組みに沿って有効としています。

また、変更後の明渡し遅滞時の賃料等相当額の2倍賠償条項については、まず、「契約の解除に伴う損害に関する条項ではないと解すべき」とし、消費者契約法第9条1号を適用することはできないとしました。そして、消費者契約法第10条については、前段要件である任意規定よりも消費者の義務を加重していることは認めたものの、後段要件については、「賃料等の2倍の額という賠償額の定めは、賃貸人に生ずる損害の補填あるいは明渡義務の履行の促進という観点に照らし不相当に高額であるということとはできない。」と判断し、有効としました。

5. 東京高等裁判所への控訴について

しかし、当機構は、下記理由から変更後の更新料支払い条項と明渡し遅滞時の賃料等相当額の2倍賠償条項の第一審判決については不服があるとして、2012年7月19日に東京高等裁判所に控訴しました。

（理由）

変更後の更新料支払い条項における特異な更新料の性格付けは、合理的とは考えられず消費者にとっても理解できない。また、法定更新に際してもこのような更新料の負担を求めることが許されるのかについての判断が示されていない。

明渡し遅滞時の賃料等相当額の2倍賠償条項についても、賃料の2倍の水準が妥当であるのか、必ずしも合理的な理由付けがなされておらず、十分争う余地はあると考えられる。

最高裁判所の更新料や敷引金に関する消費者契約法第10条に関する厳しい判断が続いているが、上記のような点に関し、さらに裁判所の公正な判断を求めることが必要であると考えます。

6. 控訴審判決の概要

本件差止請求訴訟の控訴審判決は2013年3月28日に言い渡しがありました。残念ながら、「更新料支払い条項」「明渡し遅滞時の賃料等相当額の2倍賠償条項」とも控訴棄却となりました。判決概要は下記のとおりです。

1) 「更新料支払い条項」の判決概要について

基本的には第一審判決の判断を踏襲しました。

その他、当機構の「更新料を支払うべき理由についての説明が変遷を重ね、文言も不明確である」との主張に対して裁判所は、契約書に明記しており、その文言によれば「本件更新料は、賃貸借契約を締結する際に、賃貸人が普通借家契約を選択することにより、法定更新制度を背景に自らの選択により契約期間を更新できる地位を取得し、契約期間満了時において、賃貸借契約の継続を選択する利益が具体化した場合に、その具体的利益、すなわち、賃貸借契約を継続する対価として支払われるもので在るとされているものであるから、その根拠が不明確であるとは認められない。」としました。

また、当機構の「更新拒絶の正当理由がない限り賃貸借契約が更新されることは法によって認められているものであり、賃借人が賃貸人に対価を支払うべき理由はない」との主張に対して裁判所は、「選択権の行使自体は賃借人の権利の行使であつたとしても、それによって賃借人において賃貸借契約の継続を選択する利益が具体化するものであることは変わらないから、その対価を支払うべき理由がないとはいえない。」としました。

さらに裁判所は、本件更新料支払い条項が、法定更新の場合でも更新料の支払い義務があるとしていることに関しても、「最高裁平成23年7月15日判決が法定更新か合意更新であるかによって、判断に差異を認めていないこと」などを理由として、「消費者契約法第10条後段の要件（民法第1条2項に規定する信義誠実の原則に反する）に当たらない」と判断しました。

2) 「明渡し遅滞時の賃料等相当額の2倍賠償条項」の判決概要

この点でも第一審判決の判断を支持しました。

まず、消費者契約法第9条1号の適用に関して裁判所は、「本件倍額賠償予定条項の対象となる損害は、契約解除後に賃借人が賃借物件の返還義務を履行せずに使用を継続することによって初めて発生するものであって、契約の解除時においては、損害発生の有無自体が不明なものである。このような損害について賠償の予定額を定めた本件損害賠償予定条項を、消費者契約法第9条1号に規定する消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し又は違約金を定める条項であると解することは相当ではないというべきである。」としました。

また、消費者契約法第10条の適用に関して裁判所は、第一審判決同様、「当該条項の定める賠償予定額が円満な明渡しの促進と賃貸人の損害の填補するという目的等に照らして均衡を失するほどに高額なものでない限り、特に不合理な規定とはいえず、同条後段の要件に当たらない」としました。そして、

「明渡しのための交渉、訴訟、強制執行などに要する費用の負担などが容易に想定されること、明渡し義務履行の促進の機能を有する違約金としての要素も含むことなども考慮すれば、使用料相当損害金の額を賃料の2倍に定めることは、高額に過ぎるとか、目的等に照らして均衡を失するということができない」としました。

7. 最後に

裁判外の申入れ時は、当該事業者から「是正する」との回答は得ていたものの具体的な是正内容・時期については明示されないまま時間が経過し、実際には不当条項の是正までは至っていませんでした。今回、訴訟を提起することで、①②と③の一部（下線部分）が是正されましたので、訴訟提起には大きな意味があったと言えます。

一方、「更新料支払い条項」と「明渡し遅滞時の賃料等相当額の2倍賠償条項」については、この間の敷引き条項や更新料条項に関して出された最高裁判所の消費者契約法第10条の判断により、主張が大変困難となりました。

本件訴訟の控訴審判決は、2011年7月に出された最高裁判所判決の枠組みに沿って判断されましたが、消費者契約法第10条の後段要件の解釈にあたっては、消費者と事業者の情報力・交渉力格差を念頭に置いて、実態をふまえた上で解釈すべきであると考えます。

以上

消費者庁と消費者団体との意見交換会資料

2014年（平成26年）1月20日

適格消費者団体 消費者機構日本

理事長 芳賀唯史

Ⅰ 意見

1. 「消費者裁判手続き特例法」の成立に感謝申し上げます。同法の施行に向けて、下記事項を要請いたします。

(1) 特定適格消費者団体への財政面・情報面での支援が不可欠となります。

財政面での支援については、訴訟時に特定適格消費者団体による立替となる費用（仮差押えを行う場合の担保金、弁護士の着手金、第二段階目の通知広告費用）への無利子・低利子の融資制度が最低限必要です。また、特定適格消費者団体の公益的役割を勘案してのなんらかの補助も検討が必要です。

情報面での支援については、国民生活センターや消費生活センターとの日常的な連携により、本制度の対象となりうる事案についての情報提供が受けられるような仕組みづくりが必要です。加えて、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）からの情報提供について、現行の消費者団体訴訟制度における情報提供に加え、その範囲（事案の処理結果の提供）や迅速性の向上（PIO-NET 端末の特定適格消費者団体への配置等）について検討が必要です。消費者庁をはじめ関係者の皆様にご理解をいただき、制度整備がすすめられますよう切にお願いするものです。

(2) 特定適格消費者団体の認定を目指すことができるよう、現在の適格消費者団体に対する支援策についても引き続きご検討ください。

例えば、①都道府県に対する支援の呼びかけとその支援を後押しするような財政措置、②都道府県の支援の取り組みの事例集約と情報提供、③消費者支援基金のような民間の機関による助成が継続的なものとなるような支援、④適格消費者団体が特定適格消費者団体の認定を申請する際の事務が出来る限り軽減されるような配慮等が考えられるかと思えます。よろしくご検討のほどお願い申し上げます。

(3) 特定適格消費者団体の認定・監督のガイドラインの検討について

この間の事業者団体からの権利濫用等の懸念は、根拠が希薄であり、杞憂にすぎないと思います。これらの懸念については、誠実に説明することで払拭をはかるべきです。その懸念についてガイドラインの規定で対応しようとする、ガイドラインが過重なものとなり、特定適格消費者団体の適正な活動を阻害するものになりかねないと思います。そのようなことにならないよう、十分、ご配慮をお願いします。

2013 年（平成 25 年）10 月 11 日

内閣府特命担当大臣（金融）

麻生 太郎 様

農林水産大臣

林 芳正 様

経済産業大臣

茂木 敏充 様

特定非営利活動法人 消費者機構日本

会 長 青山 侑

理事長 芳賀 唯史

商品先物取引に関する不招請勧誘禁止解除に対する反対意見

私ども消費者機構日本（以下「当機構」という）は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の拡大防止を図ることを目的に、消費生活の専門家と法律の専門家及び消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。また、消費者契約法第 13 条に基づき、内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。

<意見>

総合取引所創設に向けて、商品先物取引に関する不招請勧誘禁止が解除される方向性が、政府より示されています。しかし、商品先物取引に関する不招請勧誘禁止は、消費者被害の防止の観点から重要であり、これを解除することに強く反対します。

<理由>

（総合取引所創設に向けての政府の検討）

2013 年 6 月 19 日の衆議院経済産業委員会における総合取引所創設に関する内閣府副大臣の答弁では、商品先物については不招請勧誘が禁止されており、金融商品においては不招請勧誘禁止の対象外となっているところから、取引所取引においては、商品先物の不招請勧誘禁止を解除する旨述べられています。規制改革会議においても同趣旨の議論が行われています。

しかし、商品先物取引に不招請勧誘禁止規定が導入された以下のような経緯と現状をふまえるべきです。

（商品先物取引に不招請勧誘禁止規定が導入された経緯）

商品先物取引は投機性が強く投資金の何倍もの損失が発生し得る取引であるとともに、

専門的な知識が必要な取引であり、一般の個人投資家には適合しないものです。しかし、訪問販売や電話勧誘販売による強引な勧誘により取引に引き込まれる結果、被害が多発してきました。（【資料 1】「商品先物取引に関する相談傾向と問題点／国民生活センター発行消費生活年報 2005 より」参照）

2010 年度に PIO-NET に寄せられた相談件数は約 3500 件にも上りました。

そのような深刻な被害をふまえて、やっと 2011 年 1 月に不招請勧誘禁止が導入された商品先物取引法が施行されるに至りました。

（不招請勧誘禁止規定維持の必要性）

上記のように、商品先物取引は投機性が強く、専門的知識が求められるなど、一般の個人投資家に適合した投資商品とは言えません。まして、みずから商品先物取引を行いたいと申し出ていない消費者に、強引な勧誘を行う結果、消費者の被害が多発していたといえます。このような経緯と不招請勧誘禁止が導入されて 2 年 9 カ月しか経過していないことから考えても、不招請勧誘禁止規定は維持されるべきです。

また、商品先物取引法に不招請勧誘禁止規定が導入されて以降、PIO-NET に寄せられた相談件数が大きく減少している（2012 年度 900 件）ことから、被害も大きく減少してきたものと推測されます。一方、少なくなった相談においても、引き続き強引な勧誘が目立つ傾向があります。不招請勧誘禁止規定が撤廃されてしまえば、従前のように深刻な消費者被害が多発する可能性が大きいといえます。

（【資料 2】「2013 年 9 月 30 日更新 商品先物取引／国民生活センターホームページより」

（まとめ）

以上のような経過と実情をふまえ、総合取引所創設に際し、商品先物取引について不招請勧誘禁止規定を解除すべきではありません。

以上

添付資料【資料 1】「商品先物取引に関する相談傾向と問題点／

国民生活センター発行消費生活年報 2005 より」

【資料 2】「2013 年 9 月 30 日更新 商品先物取引／

国民生活センターホームページより」

本件に関する問合わせ先
特定非営利活動法人 消費者機構日本
(担当 磯辺)
住所 〒102-0085
東京都千代田区六番町 15
主婦会館プラザエフ 6 階
電話 03-5212-3066 FAX03-5216-6077
ホームページ <http://www.coj.gr.jp/>

2013年（平成25年）9月9日

規制改革会議担当大臣様

適格消費者団体 消費者機構日本
特定非営利活動法人
会長 青山 侑
理事長 芳賀 唯史



〒102-0085 東京都千代田区六番町15フナエ76階

「いわゆる健康食品」の機能性表示について（意見表明）

私ども消費者機構日本（以下「当機構」という）は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の拡大防止を図ることを目的に、消費生活の専門家と法律の専門家及び消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。また、消費者契約法第13条に基づき、内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。

<意見>

当機構は、科学的根拠の不十分な「一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備」に反対の意見を表明します。

<理由>

（いわゆる健康食品の広告表示をめぐる現状）

現在、我が国においては、「健康食品」に関する明確な定義はなく、大きく「国が特定の機能の表示などを許可したもの（特別用途食品や保健機能食品）」と「そうでないもの」に二分され、「いわゆる健康食品」は、「そうでないもの」に該当します。

「国が許可したもの」にあつては、その機能性の有無やその機能及び安全性に関する科学的評価の手法が一定存在しますが、「そうでないもの」については、存在しません。

いわゆる健康食品については、根拠が不明確なまま体験談やイメージ広告により、あたかも一定の機能性が期待できるように宣伝しているものも多く、当機構では、優良誤認表示にあたりうるのではないかとの問題意識の下、検討をすすめています。

また、いわゆる健康食品は、食品の特定の成分を濃縮したカプセル状、錠剤状、粉末状又はドリンク状の形態で販売されているものがその大半を占め、食経験がある成分であっても、濃縮され、かつ、容易手軽に摂取できるため、通常の食生活では想定できないほどの量を過剰に摂取することが考えられるほか、過剰に摂取した場合はもちろんのこと、そうでない場合であっても、アレルギー等の健康被害が生じないのか、医薬品を服用している者が摂取することで薬効を減じさせたり逆に増強させたりすることがないのかといった危険性についてもその評価と警告表示が必要であると考えられますところ、多くの場合そのような科学的評価も表示もなされていないのが現状です。

（機能性表示の前提となるべき科学的評価手法の確立）

このような現状の中、消費者庁は、いわゆる健康食品の表示のあり方を検討するにあたり、食品成分の機能性についての評価手法を検討するため、2011年度に消費者庁「食品の機能性評価モ

デル事業」を実施しました。このモデル事業では、特定の 11 成分について機能性評価を試み、評価を行う場合の主な課題が抽出されました。結論としては、利益相反の問題や出版バイアスの問題などが指摘され、「健康強調表示制度を検討する際に考慮すべき課題は多い」と総括されています。

このような経緯を踏まえれば、いわゆる健康食品の機能性表示を検討するにあたっては、まず上記モデル事業で示された課題に対応し、食品成分の機能性に関する科学的評価手法を確立することが必要です。

(これまでの経緯をふまえない規制改革会議の答申とその問題点)

ところが、これらの経緯をふまえた検討が行われないまま、本年 6 月、規制改革会議から「一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備」を求める答申が出されました。この答申は、「国ではなく企業が科学的根拠を評価した上で、企業の責任において表示する」ことを認めるように求めています。続いて、政府の日本再興戦略にも「食の有する健康増進機能の活用」として「いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について、今年度中に検討を開始し、来年度中に結論を得た上で実施する」ことが書き込まれました。

しかし、食品の機能性に関する科学的評価にあつては、個社の研究データだけでは不十分であり、危険性をも含めた幅広く横断的な研究データを集めた評価が不可欠と考えられます。にもかかわらず、科学的根拠の議論を置き去りにして、製品開発企業の責任において機能性表示を認めるとする今回の答申は、昨今問題視されている降圧剤ディオバン（一般名バルサルタン）の問題と同様、いわば受験生が自ら試験の可否を判定するようなものであり、あまりにも拙速であると言わざるを得ません。科学的根拠をどのような方法によって確認するのかといった検討に立ち返るべきと考えます。

さらに、現在の特定保健用食品等の制度に加えて考え方の異なる仕組みが並行することになれば、消費者にとっては大変分かりにくいものとなり、消費者の合理的な判断や選択を害することにもなりかねません。

(まとめ)

体験談やイメージ広告等により、根拠が不明確なまま、あたかも一定の機能性が期待できるように宣伝しているものも多く、機能のメリットばかりが強調され、そのデメリットや危険性が表示されていない現状は、「これさえ摂取していれば不摂生な生活でも健康が維持できる」との誤解を与えたり、適切な時期に適切な医療を受ける機会を失ったり、過剰摂取や医薬品との飲み合わせにより健康被害を生じさせるなど、消費者である国民にとって不測の不利益を蒙りかねない危険な状態です。

政府は、科学的根拠をもった表示制度という観点から、これまでの検討経緯をふまえた上で、政策検討をすすめるべきであり、規制緩和ありきの拙速な対応をすすめるべきではありません。むしろ、根拠も不十分なままに体験談等による“健康増進に寄与するかのようなイメージ”だけで流通している「いわゆる健康食品」についての規制の強化を検討すべきです。

以上

お問い合わせ先	消費者機構日本	専務理事	磯辺 浩一	事務局	武田 智直
		電話	03-5212-3066	fax	03-5216-6077